

次世代エネルギーパーク公募要領（第12回）

平成30年9月27日
資源エネルギー庁
再生可能エネルギー推進室

1. 趣旨

再生可能エネルギーは、CO₂の排出が少ないこと等環境へ与える負荷が小さく、資源制約が少ない国産エネルギー、または石油依存度低下に資する非化石エネルギーとして、エネルギーの安定供給の確保、地球環境問題への対応に資することから、持続可能な経済社会の構築に寄与するなどの意義を有しています。

こうした中、再生可能エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーについて、実際に国民が見て触れる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方について、国民の理解の増進を図るため、次世代エネルギー設備や体験施設等を整備した「次世代エネルギーパーク」を推進しています。

資源エネルギー庁では、地方自治体等を対象に「次世代エネルギーパーク計画」を公募し、認定を行い公表すること等により、その整備の更なる推進を図ります。

2. 概要

(1) 応募資格

地方自治体等（都道府県、市町村、第3セクター等）

(2) 応募方法

「次世代エネルギーパーク計画」（既に着工しているもの等を含む。）として、申請を行う地方自治体等は、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課再生可能エネルギー推進室に、計画書（紙媒体：正本1部・副本1部、CD-R：1枚）を郵送にて提出してください。計画書のフォーマットはHPからダウンロードできます。

なお、公募期間は平成30年9月27日（木）から平成30年10月26日（金）17：00までとします。

<宛先>

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1
資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課 再生可能エネルギー推進室
次世代エネルギーパーク担当宛て

(3) 審査

地方自治体等から申請された「次世代エネルギーパーク計画」について、資源エネルギー庁において、下記「3. 次世代エネルギーパーク計画の要件」の各項目に照らして、全て該当しているか否かを判断し、全ての項目に該当していると判断した計画について、認定審査委員会を開催し、認定の是非を判断します。

※ 認定のメリット

○資源エネルギー庁が主催する広報事業でのPR

- ・次世代エネルギーパークとして計画の認定を受けた案件について、資源エネルギー庁が主催する各種広報事業においてPRを実施。

【平成29年度広報実績】

[1]全国の次世代エネルギーパークを紹介するデジタルパンフレットを作成、資源エネルギー庁ホームページ内の再生可能エネルギーポータルサイト上にパンフレットの掲載。

(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/park/enepa2018.pdf)

[2]再生可能エネルギーの理解促進を目的とした次世代エネルギーパーク見学会の実施（全国3カ所）を通じたPR

[3]再生可能エネルギー関連の展示会等への出展による積極的な紹介

(4) 認定結果の公表について

平成30年11月中旬（予定）に、認定結果を公表します。併せて認定された地方自治体等には認定書を送付いたします。

3. 次世代エネルギーパーク計画の要件

次世代エネルギーパークは、小学生から高齢者まで国民各層が、再生可能エネルギーを中心に我が国のエネルギー問題への理解の増進を深めることを通じて、エネルギー政策の推進に寄与することを期待するものです。

したがって、このような趣旨に合致しているとともに、以下の6つの要件に該当するものについて、次世代エネルギーパークの計画として認めます。

- (1) 実施運営主体が確定していること。実施運営主体は地方自治体又は第3セクター等であり、自治体が主体的に取り組んでいると判断されること（資金面については、運営主体以外の支援が過半を占めていてもよい）。また、必要に応じ、地元の再生可能エネルギー設備を有する民間企業等が実施運営に参加する場合は、その者が決定されていること。
- (2) 実施運営主体において、建設費、維持費、来場者予測等を考慮した現実的な収支計画が立てられてい

ること。また、収支計画の中で、費用負担を行う者が決定されていること。

- (3) 地域特色を明確にしたコンセプトが存在するなど、地域の特色を生かした創意工夫がみられること。
- (4) 再生可能エネルギー設備で発生した電気・熱が、パーク内や周辺地区で使用され、もしくは系統に連系される計画であり、利用する発電量・熱量規模及び利用先が明示されていること。
- (5) 原則として複数の種類の再生可能エネルギー設備が含まれていること。また複数の地域にまたがる場合には、全体像がわかるような中心的な施設が存在するとともに、一体的に見学できるような工夫がなされ、また、個々の施設において、見学者に対し安全を確保しつつ必要な情報が提供できる体制がなされていること。
- (6) 近隣に再生可能エネルギー設備や関連施設がある場合には、可能な範囲で、当該パークに関連する施設として位置づけられていること。

4. 次世代エネルギーパークの計画のフォローアップ

認定を受けた次世代エネルギーパークの計画策定主体は、資源エネルギー庁に対し、その進捗状況あるいは活動状況に関して報告していただきます。

計画策定主体は、その計画が大きく変更される場合には、資源エネルギー庁に届け出ることが求められます。

また、資源エネルギー庁は、計画の変更等に伴い、上記の基準に該当しなくなったと判断する場合は、次世代エネルギーパークとして認めたことを取り消す場合があるものとします。

(申請書類)

次世代エネルギーパーク計画書

1. 計画名称	
2. 所在地	
3. 計画策定主体	【地方自治体、第三セクター等】 【担当部署名、担当者の役職、氏名、連絡先等についても記載下さい。】
4. 実施運営主体	【地方自治体、第三セクター、民間企業等】 【協議会等を組織する場合は、その参画主体及びその組織設置スケジュールについても記載してください】
5. 計画概要	
(1) 計画のコンセプト 【地域特性等の特色や創意工夫について、具体的に記載してください。】 【地域住民等国民各層の理解増進を促進するための、立地上の位置付け、その他の工夫について記載して下さい。】	
(2) 計画の全体像 【計画図があれば、別途添付してください。】 【計画が複数の地区や地域にまたがる場合、中心となる施設と個々の施設との地理的關係を明示するとともに、それらに関し、一体的に見学できるような工夫等について記載してください】	
(3) 関連施設 【計画に含まれる個々の再生可能エネルギー等の施設・設備毎に記載下さい。】	1. 中心となる施設 ①所有者、管理者、設置時期、場所 ②見学等に係る取り組み、体制 【見学者に対する情報提供内容やその体制等について記載して下さい。】 ③その他

2. 既設施設

【施設ごとに、少なくとも以下の内容を記載してください】

<施設の名称>

①所有者・管理者、設置時期、場所

②再生可能エネルギー等の内容及び規模、実績等

【再生可能エネルギー設備で発生した電気・熱の利用計画についても、発電量・熱量規模及び利用先を含め記載してください。】

③今回の計画に伴う見学等に係る取り組み、体制

【見学者に対する提供する情報内容やその体制について記載して下さい。また、既に実績等がある場合には、その概要を記載して下さい。】

④その他

3. 新設施設(予定)

【施設ごとに、少なくとも以下の内容を記載してください】

<施設の名称>

①所有者・管理者、設置予定時期、場所

②再生可能エネルギー等の内容及び規模、計画等

【再生可能エネルギー設備で発生した電気・熱の利用計画についても、発電量・熱量規模及び利用先を含め記載してください。】

③建設費、運営・維持費及び費用負担計画

④今回の計画に伴う見学等に係る取り組み、体制

【見学者に対する提供する情報内容やその体制について記載して下さい。】

⑤その他

(参考)近隣の再生可能エネルギー関連施設

【近隣に、今回の計画に入らない再生可能エネルギー関連施設がある場合には、その概要と、今回計画に入れない理由を簡潔に御記載下さい。】

6. 全体スケジュール

7. 運営費

【運営費について収支(費用)予測ならびに費用負担計画について記載してください。】

【可能な範囲で、来場者数の見込みや波及効果について記載してください。】

8. 関連する新エネルギービジョン等

【地方自治体がビジョンを策定している場合、その名称及び作成年度、概要等について記載してください。】

○添付資料

1. 計画図

2. その他参考資料